

令和3年12月10日

入学料減免（徴収猶予）申請者
授業料減免申請者 各位

理事・副学長

令和3年10月入学者に係る入学料減免者（徴収猶予者）及び
令和3年度後期授業料減免者の決定について（通知）

標記の入学料減免者（徴収猶予者）及び授業料減免者が決定されましたので、お知らせします。

については、下記にて必ず「決定通知書」を受け取ってください。なお、所属学部・学院等により、郵送・メールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。

また、入学料・授業料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予申請者は、別紙のとおり入学料・授業料を納入してください。

記

決定通知書交付窓口

◇1年次（総合教育部）及び水産学部2年次
学務部学生支援課〔高等教育推進機構4番B窓口〕

◇学部2年次以上及び大学院生

所属学部・学院等の入学料減免（徴収猶予）・授業料減免担当窓口

※所属学部・学院等により、郵送・メールで交付する場合があります。

※上記の窓口で決定通知書の受領が難しい場合には、所属学部・学院等の入学料減免（徴収猶予）・授業料減免担当窓口にご相談ください。

入学料・授業料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予申請者は、下記のとおり入学料及び授業料を納入してください。

◆入学料（徴収猶予を含む）◆

1. 納入方法

- ① 所属学部・学院等の入学料担当窓口（会計）で「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取る。
- ② 納入期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取る。
- ③ 「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」にはり付けて、入学料担当窓口（会計）に提出する。

2. 納入期限

- 入学料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予不許可者

令和3年12月23日（木）

- 入学料徴収猶予許可者

令和4年2月28日（月）

※ 納入期限内に入学料を納入しない場合は「除籍」となります。

3. 納入金額

減免不許可者・ 徴収猶予申請者	半額減免者
282,000円	141,000円

4. 減免不許可者・半額減免者の徴収猶予申請（本学独自の入学料減免申請者のみ対象）

- 本学独自の入学料減免に申請した者のうち、不許可又は半額減免となった者は、徴収猶予の申請ができません。申請期限は、令和3年12月23日（木）です。
- 申請後、徴収猶予が許可された場合、令和4年2月28日（月）まで入学料の納入が猶予されます。
- 徴収猶予を希望する者は、所属学部・学院等の入学料減免担当窓口（教務）に申し出てください。

◆授業料◆

「授業料納入のお知らせ」を12月中旬頃に財務部経理課より送付しますので、所定の手続きにより授業料を納入してください。

1. 納入期限

- 口座振替（引落）による納入

引落日 令和3年12月27日（月）

- 振込依頼書（金融機関での振込による納入）

振込期限 令和3年12月30日（木）

※ 振込用紙（振込依頼書）は「授業料納入のお知らせ」に同封されています。

2. 納入金額（長期履修学生を除く）

区分	不許可者	2/3減免者	半額減免者	1/3減免者	1/4減免者
法科大学院以外	267,900円	89,300円	133,950円	178,600円	200,925円
法科大学院	402,000円	—	201,000円	—	301,500円